

広島県告示第三百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県広島計量検査場の手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
	一般社団法人広島県計量協会	広島市南区丹那町四番一二号	令和三年四月一日 (令和三年四月一日～ 令和四年三月三二日)